

# 令和3年11月市議会定例会一般質問通告全文

12月13日（月）

★通告順位	1-1	名波 和昌
★件名		牧之原市防災・減災対策と発生後の対策について

いま牧之原市において、少子化、高齢化、医療体制、自然災害等といった、様々な課題があり、市長を中心にその対策に邁進されているものと認識している。また、11月29日の市長所信表明においても多くの戦略が述べられた。

おりしも東日本大震災から10年が経過し、当牧之原市においても大規模災害（地震・津波・台風・豪雨等）に対応するため、津波避難タワーやいのち山などの避難施設、避難地、避難通路を拡充し、市民の安全な生活に向けて様々な対策が進められてきた。しかしながら、これで市民の安全、安心が確実に担保されたとは言い難いと考ええる。

また、本年5月には大雨と突風被害という過去に経験のない災害も発生した。さらに記憶に新しい熱海市では大規模な土石流により多くの犠牲者が発生している。

このような大規模災害が発生すると、まず一番にその被害防止対策が検討、施行されるが、発生後の対策についてはとかく後回しになってしまうことがままある。

例えば停電による家電製品等の使用不可、断水・ガス停止による風呂、トイレ等の使用不可、また、電話、携帯電話等の使用ができず、あらゆる情報通信が遮断されてしまう、等の対策である。

牧之原市の対策も様々な被害想定にもとづき立案されているものと推察しているが、いまいちど以下の3点について伺いたい。

- 1 杉本市長として、当市における災害・減災対策全般（特に避難地・避難場所・防潮堤）について基本的な考え方をお伺いしたい。
- 2 情報伝達について
  - (1) 住民への周知伝達方法が、同報無線、市HP、携帯メール、市広報車、消防車となっているが、停電時でもこの対応ができるかの検証がなされているか。また代替え策はあるのか。
  - (2) 静岡県、近隣市町等との情報伝達手段に衛星通信等の活用ができるのか。
  - (3) 携帯通信キャリア（docomo、au、ソフトバンク）との連携、協定を締結しているのか。
- 3 ライフライン（水道・電気・ガス）について
  - (1) 給水対策について、本管の耐震対策、代替え給水、給水車の増車を検討されているのか。
  - (2) 非常電源対策（行政、各地区、家庭）として中部電力との災害協定が締結されているのか。あればどのような内容か。

- (3) ガス供給会社との災害協定を締結しているのか。あればその概要を伺いたい。  
なければ今後締結する予定はあるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	大石 和央
★件名		「みどりの食料システム戦略」と地域農業について

政府は 2020 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農林水産省では、今年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。「基本計画」は食料の安定供給の確保（食料自給率の向上）、農業の持続的な発展、農村の振興が主な基調となっている。「みどりの戦略」の目指す取り組みは、2050 年までに農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を 50%低減、化学肥料の使用量を 30%低減、有機農業の取り組み面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大など、林業水産業を含め 14 の目標を掲げている。

これらのことにより、牧之原市の将来における農業の姿やあり方をどのようにデザインするのが課題となるのではないか。そこで以下質問する。

### 1 「食料・農業・農村基本計画」について

- (1) 「基本計画」について、どのように捉えているか。
- (2) 地域を支える農業経営体においては、これまでの担い手としての認定農業者や営農規模が大きい経営体を育成支援してきたことに加えて、中小規模の経営体や副業的農家（半農半 X 等）など多様な経営体、あるいは農作業支援者を含め、生産基盤の支え手の確保など安定的な農業経営の取り組みが求められている。これについての所見を伺う。

### 2 「みどりの食料システム戦略」について

- (1) 農林水産業の CO2 排出量実質ゼロへの取り組みについて、どのように捉えているかお聞きする。
- (2) 化学農薬の使用量を 50%削減や化学肥料の使用量を 30%削減することについての所見を伺う。

### 3 有機農業の取り組みについて

- (1) 「有機農業の推進に関する法律」が 2006 年に成立しているが、これまでに有機農業推進が積極的に図られてきたとは言えない。「基本計画」や「みどりの戦略」においては、食の安全と共に、地球温暖化防止対策として温室効果ガスの削減の取り組みが求められている。従来での枠組みの協議体だけではなく、中小規模の農家を含めた持続可能な農業、あるいは生産者と消費者が協力・連携する農産物流通のあり方を広く協議する場が必要と考えるが、これらについての見解を伺う。
- (2) 政府の取り組みを受けて、条例の制定や市の基本計画策定が必要と考えるがいかがか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-2	大石 和央
★件名		自治会と選挙に関して

去る10月24日投開票の市長・市議選挙に関して、告示前後に複数の地区の市民から問い合わせがあった。それは区や町内会の役員が、特定の候補予定者や候補者の応援のための事前活動や選挙活動をしているが、違法・不当ではないかというものであった。なかには区で推薦していると思わせるような、班回覧や回し電話で協力を呼びかけることや区長が選挙対策本部の一員として活動していたとも聞いた。以下質問する。

- 1 選挙管理委員会に上記のような市民からの問い合わせ等は何件あったか。
- 2 区長・町内会長は市の自治振興協力委員設置規則で規定されているが、それらの身分はどのようなものか。またそれらの選挙への関与はどのように制限されるのか。
- 3 行政連絡網としての班回覧や回し電話での選挙に関する広報伝達はどこまで制限されるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	種茂 和男
★件名		牧之原市の地震、津波対策について

昨今、地球温暖化になり、異常気象と言われていたが、今は日常化し、対応していかなければいけない時代となった。特に地震はいまだ予測ができず、そのためには早期の取り組みが必要だと考える。地震による津波対応について、平成26年頃から避難タワー、防災ビル、いのち山等が計画的に進められほぼ完了したが、防潮堤だけは、L2に対応する計画のできたところから国のL1の工事が進むと聞いているが、牧之原市の人口60%強の住民が暮らす沿岸部(須々木区、波津区、福岡区、相良区、大江区、片浜区、静波区、細江区)の取り組みが遅れている。市民の生命、財産を守り、安心して暮らせる沿岸部になるように早期に実行をしていただきたいため、以下の点について伺う。

- 1 沿岸部の防潮堤の現在の進捗状況と今後の取り組みを伺いたい。
- 2 牧之原市の沿岸部の防潮堤はいつ完成となるか伺いたい。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3 - 2	種茂 和男
★件 名		牧之原市に多目的防災公園を

牧之原市には自然豊かな様々な公園がいくつかあるが、公園機能も良いが、市民が安心して暮らし、また避難して過ごせる場所づくりが必要である。そのためには、多目的防災公園が必要と思われる。例えば小堤山公園は、沿岸部にある規模の大きい唯一の公園であるが、この公園は、波津区民約 3,000 名前後の地震災害、津波浸水時の避難場所になっている。周りの福岡区、相良区、須々木区、大江区、大沢区の区民及び観光客の人達が避難してきた場合、津波が引き安全が確認されるまで、また市により避難場所が確保され、移動が可能になるまでの 3 日から 7 日の間、建物、トイレ、かまど型ベンチ等々、最低でも生活環境整備が必要になる。通常時には、かまど型ベンチ、建物を利用し、市民の寄り添える憩いの場所として利用する。

以上のことから以下の点について伺う。

- 1 牧之原市に防災型対応の公園がいくつかあるのか伺いたい。
- 2 津波避難場所になる公園は、多目的防災公園化の考えがあるのか伺いたい。  
(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	原口 康之
★件 名		漁業振興について

牧之原市内の沿岸部は古くから漁業が盛んな地域であり、統計書にも記載されているシラス船曳網漁業、刺網漁業、一本釣り漁業、小型定置網漁業などの漁法があり、シラス、キンメダイ、イセエビ、カツオ、サワラ等多種多様な魚介類が水揚げされている。特に、以前は近海カツオ漁が盛んに行なわれ、中学校を卒業して近海カツオ漁船に乗る人達も多数いた。また、海藻漁業なども盛んで、沿岸部各地域で天日干しが行われていた記憶もある。しかし、時代の変化により花形であった近海カツオ漁船も数を減らし、県内では南駿河湾漁協所属（牧之原市に事務所在籍）の一隻のみになったと聞いている。また、海藻漁業は、前回私の一般質問でも取り上げたが、磯焼けによる被害が甚大で、平成 8 年からの対策によりおよそ 8000 ヘクタールあった藻場の 2%が回復したに過ぎないとの報告であった。榛南地区広域水産業再生委員会（牧之原市も構成市）が作成した今年度からの「浜の活力再生プラン（第 2 期）」では、この地域の現状や様々なこれからの対策、事業の取り組みなどが記載されており、「3 競争力強化の方針」では、

- (1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針
- (2) 中核的担い手の育成に関する基本方針
- (3) 漁獲努力量の削減維持及びその効果に関する担保措置
- (4) 具体的な取組内容
- (5) 関係組織との連携
- (6) 他産業との連携

等について記述がある。

また、経営基盤の強化と生産性の維持安定を図り、振興・発展を目的として御前崎漁協・地頭方漁協・相良漁協・吉田町漁協の4つが合併し南駿河湾漁協が誕生したことや、老朽化した漁協施設を整備し、省力化や機能強化の推進を図る必要性があること。特に漁業者の高齢化に伴う後継者不足の対策にとどまらず、地元市町・観光協会・商工会等と緻密な連携をとり、共同して地域振興・地域活性化を図っていく必要があることなどが記載されている。

杉本市長の戦略「賑わいあふれる拠点づくり」にも地頭方漁港周辺の活性化とあり、11月定例会初日にも地頭方海浜公園の整備についても触れられていたことから、以下の3点について伺う。

- 1 「(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針」に「前期の浜の活力再生プランの評価(成果及び課題等)」とあるが、委員会としてどのような評価をしているのか。また、市として、魚市場が統一され牧之原市に魚市場がなくなったわけだが、相良・地頭方のブランド展開や産業としてのシティーセールス等についてどのように考えているのか。
- 2 「(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針」の中に、漁業は「3K(きつい・きたない・きけん)」と認識されている。さらに、以前より収入も減少している背景から、漁業者の家庭であっても、漁業就労が敬遠され高齢化の原因と漁業者の減少、地域産業の衰退につながる、とある。このような環境で育つ子どもが素直に地域産業の担い手として育つとは考えにくい。現在市では、小中学生の地域産業の職業に対してどのような取り組みをしているか伺う。
- 3 3年前の私の一般質問で磯焼け対策について取り上げたが、そのときの答弁にて「藻場の回復は165ヘクタールまで回復している」とあったが、現在の回復面積は。また、「全てを回復するのは不可能に近い」との答弁もあったが、そもそものこの地域での大規模磯焼けの原因についての調査・研究の結果及び市としての考えは。  
(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	谷口 恵世
★件名		「道の駅(仮称)さかべ」の計画について

市長の所信表明の中で、牧之原市の一番の課題である少子化、出生数の減少速度や若者の減少が挙げられており、持続可能なまちづくりのための戦略として「賑わいあふれる拠点づくり」、「魅力ある産業のまちづくり」が説明された。

現在、空港隣接地域の賑わい創出事業として進められている「道の駅(仮称)さかべ」の計画について、以下の3点を伺う。

なお、令和3年11月15日に開催された総務建設委員会協議会で、目的、現在の取組状況、今後の予定等の説明はあったが、市民に現在の進捗状況をより早く周知するために伺う。

- 1 建設予定地について
  - (1) 現在予定している建設候補地は
  - (2) 用地の範囲、取得方法は
- 2 現在の進捗状況について
- 3 今後の進め方について

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	中野 康子
★件 名		相良牧之原インターチェンジ北側地区開発について

平成 27 年 2 月に「相良牧之原インターチェンジ北側開発に係る地区協議会」が設置されてから、6 年が経過した。

第 2 次総合計画後期基本計画における戦略プロジェクトの 1 つである「高台開発プロジェクト」は、前期基本計画に引き続いて、安全安心な住宅地や産業用地を創出するとともに、新たな賑わい拠点の整備を行い、若者や市外から牧之原市に通勤する人たちが魅力を感じて住みたいと思えるまちづくりを目標にしている。

今後、この目標を達成するために、どのように取り組んでいくのか伺う。

- 1 住宅地、産業用地等の配置、道路、公園や調整池等の公共施設の整備等、インターチェンジ北側地区における土地利用について
- 2 開発に伴い交通量の増加が見込まれるが、その対策について
- 3 賑わい拠点の実現に向けた商業施設や産業施設等の内容と企業誘致の取組状況について

(質問方式：一問一答)

12 月 14 日 (火)

★通告順位	7 - 1	絹村 智昭
★件 名		静波海岸周辺の賑わいと創出について

2021 年夏、静波に日本初のサーフィン専用のウェーブプール「静波サーフスタジアム」が誕生した。静波海岸においても、冬場のウィークデーにもかかわらずサーフィンを楽しまれている方も多く、週末ともなるとウィークデー以上の賑わいをみせている。これからの「静波サーフスタジアム」を含む静波海岸周辺は交流人口が増え、静波海岸周辺の飲食業、宿泊業の活性化が大いに期待される場所である。

今後更なる盛り上がりを期待して、以下の点について伺う。

- 1 サーフィン文化を中心に賑わいの創出を進める市として、来年以降の夏、静波でサーフィンを楽しむ方々と海の家を運営される方々との兼ね合いをどう考えているのか。
- 2 静波海岸周辺の飲食業、宿泊業等の活性化に市がどう絡んでどう進めていくのか。また有効な策があるのか。
- 3 サーフィン文化で交流人口が広がれば、静波海岸におけるトイレ、駐車場等の施設整備、管理が必要となり、季節、時間帯によっては駐車場有料化も考えられるが、市としてはどう考えているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	濱崎 一輝
★件名		ポストコロナを見据えた対応策について

今や世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症だが、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、ほぼ2年が経過しようとしている。

その間、各国で何度も感染の波が訪れ、日本においても第5波がようやく収束し、今では沈静化しつつある。その一方で、世界に目を向けると、既に第6波が訪れている国もある。

日本においては、ワクチン接種が進み感染者数が減少している状況を踏まえ、年明けの1月以降にGo Toトラベルキャンペーンの再開が予定されており、県でも国の新指針を踏まえた県としての行動制限緩和策が公表され既に運用されている。

昨年9月にウィズコロナ対策について質問したが、その頃はコロナ感染者が増え始め、新型コロナウイルス感染症と共存しながらどのように対峙していくのかという、ウィズコロナ対策が重みを増していた。

しかし、今は全国的にワクチン接種が進んだことで、日々感染者数が減少し続けている。加えて国内産の新型コロナワクチンや新たな経口投与できる治療薬も開発中であり、ポストコロナの時代が現実味を帯びてきた。

とは言うものの、新型コロナウイルスは、世界各国で独自の変異を繰り返し、世界中から様々な変異株が報告されている。

直近では南アフリカで確認された「オミクロン株」は脅威な存在であり、日本においても警戒を強め、緊急で外国人の新規入国原則禁止を決めるなど水際対策強化を図ったが、とうとう日本へも上陸してしまった。

このようなことから、短期間の間に新型コロナウイルス感染症が世界的に収束することは考えにくく、ポストコロナの時代は、コロナウイルスが社会に存在していることを前提に、これからどのように共存しながら生活していくのかが問われる時代だと言える。

ポストコロナの時代にすべきことは、「新しい生活様式」を意識しながら3密を避ける、手洗い及び手指の消毒、マスクの常時着用、換気をする、人との間隔をしっかりと空けるなど、これまでと同様の守りの対策は勿論のこと、加えて攻めの対策も必

要になってくると考える。

攻めの対策としてもっとも有効なのが、コロナワクチン接種である。

全国的に2回目のワクチン接種率が上昇してきたことで、ワクチンの効果が薄まる時期を見据えて3回目の接種を8ヵ月後に行うことになった。

3回目接種が必要な根拠として、厚生労働省ワクチン分科会で示された海外研究では、ファイザー製ワクチンの2回目接種後、5ヵ月で感染予防効果が半減し、7ヵ月後では重症化・死亡への予防効果が約4割落ちるとのこと。

これらの事例からも8ヵ月後を推奨する根拠は乏しく、厚生労働省は分科会が地域の感染状況などに応じ申請により6ヵ月経過した後に接種できる案を了承した。

国で予算は確保できても、ワクチンが確保できなければ全国一律で6ヵ月後に接種を開始することは難しいという国の立場も理解できるが、新たなオミクロン株の存在は脅威であり、少しでも接種を早めていく必要性を感じる。

また、現在ワクチン接種の対象外となっている5歳から11歳までの子どもへの接種が厚生労働省で検討されている。一般的に、子どもは感染力が弱く重症化の割合も低いので、一定の割合で副反応があるワクチンを打つ必要があるのかとの意見がある。

その一方で、社会全体の感染者数を減らすという意味では、今後子どもへの接種は広げていくべきとの意見もあり、安全性を含め接種方法や対象者について、国での議論を深めてもらいたい。

次に、ワクチン・検査パッケージ制度の活用についてである。

現在国内では、感染者が減少し続けており、市内においてはここ数ヵ月間感染者が出ていない。その為、県でも行動制限緩和策が運用されており、これからはしばらくのあいだ人の動きが活発になり、特に年末年始はこれまでの抑制の反動で多くの人流が見込まれる。

しかし、よりウイルスが活性化するこれからの冬の時期、その代償として感染者が増えていくことも十分考えられ、再び緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令される可能性がある。

その際に、これまでとは違い完全に日常生活をストップさせるのではなく、一定の条件のもと感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限を緩和させるのが、国が進めているワクチン・検査パッケージ制度である。

既に、民間の飲食・旅館・観光業等では2回のコロナワクチン接種済証やPCR検査の陰性証明書の提示による、各種サービスを展開しているところもあり、中にはスマホ型のワクチンパスポート等も出始めている。

この国主導のワクチン・検査パッケージ制度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について活用することも可能であり、まさにポストコロナ時代には心強いツールになると思われる。

その一方で、陰性の判断が可能となる抗原検査キットについては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合の緩和条件に適応するためには、薬事承認されている体外診断用医薬品でなければならず、現在薬局などで格安で販売されている



研究用の検査キットでは適応されないという点がネックである。

次に、コロナ禍での医療体制についてである。

以前も聞いたオンライン診療だが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大により、通院中や院内における二次感染の不安による医療機関への受診控えや、医療の逼迫によるコロナ感染者の自宅療養の診察手段の一つとして、時限的・特例的な措置として全国的に行われてきた。

ところが、国はこの制度を恒久化する方針で、厚生労働省が実施に向けた具体的な検討を進めている。

オンライン診療は、導入当初よりだいぶ知れ渡ってきたが未だに認知度は低く、自治体により温度差があり県内では志太榛原地域の導入が他の地域に比べて少なく、牧之原市に至っては、1ヶ所のみとなっている。

全国的にコロナ感染症の拡大により、緊急を要さない手術や診療が見送られ、患者側も感染を恐れ受診控えすることで、様々な病気が進行して重症化するケースがいろいろな診療科で報告されている。

中でも、より深刻なのが、がん患者の減少である。これまで増加傾向であった患者数が実際に減ったとは考えにくく、コロナ感染症の影響で検診や受診を控えた結果ではないかと推測されている。

このような健康への不安を抱えながらも受診をためらう人にとっても、オンライン診療は有効であり、医師の高齢化や、患者側の認知度不足など様々な課題はあるが、医師不足が常態化しているわが市では更に推進していく必要性を感じる。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について

- (1) 3回目の追加接種は、2回目接種を完了した日から、原則8ヵ月以上経過した18歳以上が対象となっている。例外的に6ヵ月に短縮可能な対象は、クラスターが起きた医療機関や高齢者施設の利用者や働いている人達に限定される。具体的な接種対象については、各市町が計画を作り、県を通じて厚生労働省に相談する流れとなったが、わが市としてはどのような対応をしていくつもりなのか、その考え方を伺う。
- (2) 厚生労働省より5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種ができるよう、全国の自治体に接種に向けた準備を進めるように通知が出されたようだが、市としてはどのような対応を考えているのか伺う。

## 2 ワクチン・検査パッケージ制度の活用について

- (1) 政府は、新型コロナウイルス感染症が再拡大した場合でも、経済社会活動との両立を図る必要があるとして、ワクチン接種や検査による陰性を示すワクチン・検査パッケージ制度を活用して行動制限を緩和する方針を打ち出した。これにより、官民の様々なイベントや飲食、県境をまたぐ移動なども、一定の条件付きで行うことができるようになる。市としてはこのワクチン・検査パッケ

ージを活用した市が主催するイベントや行事等を想定しているのか伺う。

- (2) 今後コロナ感染症の再拡大により、民間の飲食店等がこのワクチン・検査パッケージを活用した場合、体質や持病などによりワクチン接種ができない人や、接種対象外の5歳から11歳までの子どもに対しては、その場で抗原検査を行い陰性の確認が必要となる。そのため、この制度の活用に関して「抗原検査キット」が大量に必要な可能性がある。コロナ感染症対策に取り組む店舗の支援と、市内経済活性化のために、検査キット購入の補助事業を行うべきと考えるがいかがか。

### 3 コロナ禍での医療体制活用について

- (1) コロナ禍により全国的にオンライン診療が進み、県内においてもオンライン診療を行う医療機関が増えている。しかし、市内においては近隣市町に比べオンライン診療がなかなか進んでいないが、市としてはこの状況をどのように考えているのか伺う。
- (2) 昨年より続くコロナ禍において、2020年にがんと診断された人は、2019年と比べて6万人減少し、1施設あたりの減少割合は4.6%となったと国立がん研究センターより発表があった。これはコロナ感染症の影響で、検診や受診を控える人が増えた影響と見られるが、市内においても同様の傾向が出ているのか。また、受診控えを減らすためにどのような対策を行っているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	松下 定弘
★件名		牧之原市における所有者不明土地の対応および、所有者不在の空き家対策について

美しい郷土、住みやすい街を目指すということで、この牧之原市の発展は今ある諸問題の解決無くしては成り立たないと考える。例えば、住宅地の山側上部の耕作放棄地となっている荒れた茶畑の害虫被害や、土砂崩れに対する不安などについて市民相談で耳にする。当然、このような問題は時間のかかることもあり、行政としても、年々増え続ける耕作放棄地および放置された住宅に関する問題は頭の痛いことと思う。

そこで、以下の3点について伺う。

- 1 本市における所有者不明土地（農地、林地、宅地）への対応の現状と課題について伺う。
- 2 所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法が令和元年6月に施行されたが、その特借法活用事例はあるか伺う。
- 3 空き家の所有者へ対応の通告を行っても、ある程度の期間で進展が見られない場合の対処方法があるのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	10-1	木村 正利
★件名		平成26年2月策定 牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013（減災アクション 牧之原100）について問う

市長の所信表明にもある“持続可能なまちづくり”の為に、平成26年2月以降、市内各所の地震・津波以外で起きている災害として、ゲリラ豪雨（時間当たり50mm以上の降雨）による浸水被害、異常気象による竜巻被害等、正に、減災アクションは大切だと市民に周知徹底を行わなくてはと考える。毎年、行われる防災訓練についても、形骸化することなく、少子高齢化の現状を踏まえると自身の地域においても高齢者の避難活動、また、要援護者の方々の避難行動の在り方等含め、まだまだ、課題が多いと考える。

また、牧之原市の少子高齢化問題が深刻化しているが、コロナ禍で富士山静岡空港を利用する外国人も少ない中、市内に住む外国人の数は、人口44,000人中、約2,000人と4.5%を占めている。今後、地域活性化を進める中、陸・海・空（東名高速道、御前崎港、富士山静岡空港）は重要なセールスポイントであり、併せて、静波サーフスタジアムの集客として、アメリカとの交流、元市長が進めていたMIJBC（メイド・イン・ジャパン・バイ・チャイナ）の中国人観光客の誘客、また、御前崎港においてのクルーズ船誘致、企業における人材不足についての外国人実習生の雇用が考えられるが、様々な国籍の多様性を重視し「安心して暮らせる牧之原」において、「多言語化・やさしい日本表示」は、市内において最重要と考える。

そこで、平成34年度（令和4年度）を達成年度として平成26年2月に策定された牧之原地震・津波対策アクションプログラム2013（減災アクション 牧之原100）について、以下の点を伺う。

1 牧之原地域防災計画において減災目標として位置付けた結果について

各アクションにおいて、定期的に達成状況の検証を行い、その結果を踏まえ必要に応じた対策の手法や目標等の見直しを行っていると考えているが、今年度までの現状報告及び達成状況等の総括は。（個別アクションプラン74を除く）

2 個別アクション74（多言語化・やさしい日本語による表示や情報発信）について

(1) 様々な国籍の多様性を重視し「安心して暮らせる牧之原」を実現するためには「多言語化・やさしい日本表示」を進める必要があるが、市内における対応状況について

(2) 市内在住の外国人に対する地域町内会単位での対応状況及び今後の取り組みについて

（質問方式：一問一答）

★通告順位	10－2	木村 正利
★件名		地域医療の現状及び榛原総合病院における救急外来体制について

近年、少子高齢化が進む中、榛原総合病院には 21 の診療科があるが、常勤医師がいる診療科は 10 科であり、非常勤対応は 11 科に及ぶ。コロナ禍ではあるが、病棟については一般病床 355 床 精神病床 53 床 療養病床 42 床 合計 450 床あり、稼働病床は、急性期病床 180 床 精神病床 0 床 療養病床 42 床 回復期リハビリテーション病棟 46 床 合計 268 床（令和 2 年 8 月現在）59.6%である。

牧之原市の現状として、令和 3 年 10 月現在の外国人を除く人口は 42,132 人であるが、高齢者（65 歳以上）の人口は 14,160 人（33.6%）であり、今後、さらに高齢者人口は増えていくと予想される。

この現状を踏まえ、以下の点について伺う。

- 1 市街地を除く地域での老々世帯における診療体制について
- 2 非常勤診療科における個人開業医との連携（榛原医師会）方法について
- 3 今後、榛原総合病院において、救急外来体制の構築は可能か  
(質問方式：一問一答)

★通告順位	11－1	石山 和生
★件名		牧之原市の将来の財政安定に係る定住人口増加対策について

質問の背景として、定住人口が減ることの問題点とは、歳入が減少し財政が悪化していくことが一番であると考えている。歳入を大きくしていくためには、大きく分けて 2 つあると考えており、1 つ目は定住人口を増加させること、2 つ目は法人を誘致することである。今回は、定住人口増加戦略について質問をする。

また、定住人口を増加させるための資金については、将来、歳入として戻ってくる投資として捉えることができるため、市としては極めて優先度を高くして対策を練る必要があると考える。

前提と致しまして、人口には次のタイプがあると総務省の関係人口ポータルサイトにも説明がある。

- ① 交流人口：牧之原市へ観光に来る人口、牧之原市を認知している人口
- ② 関係人口：牧之原市と関係が深いけど定住していない人口
- ③ 定住人口：牧之原市に定住している人口

また、それぞれのタイプを分断して考えるのではなく、人流市場という「交流人口→関係人口→定住人口」という流れとして捉える考え方がある。すなわち、交流人口を増やすことで定住人口も増えていくという考え方である。

定住人口が増加するパターンは次の 3 つに分けることができる。

- ① 転入者数を増やす
- ② 転出者数を減らす
- ③ 出生者数を増やす

この3つのパターンに対して、人口タイプを当てはめて考えると、以下に示すA、B、Cの3つの施策が私は必要だと考える。

	交流人口	関係人口	定住人口
転入者数を増やす	A	B	B
転出者数を減らす	-	-	B
出生者数を増やす	-	-	C

A: 牧之原市を認識し、理解してもらうための施策

B: 全国の市町、そして近隣市町ではなく、牧之原市に住む明確なメリットを知ってもらうための施策

C: 出生者数を増やす施策

今回はA、Bの施策について、私の考え方を示した上で以下の3点について質問をする。

1 「A: 牧之原市を認識し、理解してもらうための施策」について

牧之原市は次の5つの事由により全国の市町と比べて観光ポテンシャルが高いと考えられる。

- ① 日本一の茶の町であること
- ② 空港があること
- ③ 綺麗な海がありビーチの規模も大きいこと
- ④ 都市からのアクセスも2、3時間であること
- ⑤ 富士山が綺麗に見えること

観光ポテンシャルが高い牧之原市において、観光に力を入れることで、牧之原市を認識してもらうことができ、交流人口を増やすことで定住人口の増加につながると考えられる。

牧之原市として「観光」の総合計画における位置付けや、優先順位をどのように考え、どのようなコンセプトの施策を行うかを伺う。

2 「B: 全国の市町、そして近隣市町ではなく、牧之原市に住む明確なメリットを知ってもらうための施策」について

まず、明確なメリットを何にすべきか戦略を考える必要がある。明確なメリットとは、すなわち全国の市町村、近隣市町と差別化ができているということである。

差別化をしていく際には、3つの差別化要素を持つことで、全国の市町村の中でも差別化が進むはずである。

牧之原市の優れているポイントは、現状においては

- ① 観光ポテンシャルが高いこと
  - ② 1人あたり製造品出荷額が県で第2位であること
- である。

それに加え、将来的には③「学校再編をはじめとする教育」は設計次第では、牧之原市の優れているポイントになり得る。

これらの優れているポイントを用いて、差別化をする必要があると考える。

1人あたり製造品出荷額が県で第2位であることや、学校再編による教育改革は、牧之原市の住む明確なメリットとなりうるが、それらの観点から全国の他市町村とどのような差別化戦略を描くつもりであるかを伺う。

### 3 施策A、Bに共通した施策の実施のための組織体制について

現在、移住定住の業務は都市住宅課において担当されているが、人口増加のための事業(観光コンセプト創出、学校再編など)は、あらゆる部署や課と密接に関わっている。そのような多くの部署や課と関わる場合、リーダーシップを誰がどのように取っていくのかが極めて重要と考える。

現在の縦割り構造だけではなく、プロジェクトとしてあらゆる課が関われる横断組織が必要なのではないだろうかと考えるが、当局側の考えを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	12-1	加藤 彰
★件名		若者が活躍できる社会実現のため、若者参画政策に関する理解促進と若者支援にどう取り組むか

次世代を担う若者の意見を自治体の政策形成及び地域づくり・まちづくりといった分野に反映させることで、若者の社会参加や政治参加を促し、公共に関わる若者の増加につなげることが必要である。若者が活躍できないまちに若者がとどまるはずがない。若者が活躍できるまちをつくることで、若者の流出に歯止めをかけると共に、まち全体の活性化につなげることが重要と考える。

現総合計画戦略プロジェクトでは、「未来若者プロジェクト」を掲げ、まちづくりを担う民間プレイヤーの支援ほか、エリア再生や構想の策定、若者が求めるサービスの充実に関する三つの方向性が示されている。

また、同計画各論「住民自治の推進」の現状と課題では、その一つに、今後のまちづくりを担う若者の育成や地域への愛着の醸成のため、高校生を対象とした地域リーダー育成プロジェクトを進めているとし、方向性の一つとして、「まちづくりを支える人財育成」を掲げ、地域の住民自らが地域の課題を解決する能力を高めるため、まちづくり協働ファシリテーターの育成、高校生を対象とした地域リーダー育成などに取り組むとしている。

同計画策定の基礎条件の2人口移動、2)人口減少の世代別分析「平成19年から平成24年」と「平成22年から平成27年」の減少数の5歳階級別人口の推移によつての比較では、以前も近隣市に比べ、若者世代の転出が多く、転入が少ない傾向にあったが、直近ではその傾向に更に拍車がかかっているとされている。

同様に基礎条件の市民意識調査の結果の1)市民の定住意向の年齢別では、他の年代に比べて30歳未満の若者の定住意向が極端に低くなっているとされている。

今議会における所信表明では、当市の一番の課題は少子化問題であるとし、若者の減少が他の自治体に比べて著しく、今後、持続可能なまちづくりのため、若者をターゲットにした施策に取り組んでいく必要がある旨が述べられている。

そこで、若者が活躍できるまち実現に向けて若者参画政策に係る関連事業の意味と意義を明らかにすると共に、若者をターゲットにした既存事業の改善、または新規施策の立上げ検討を考えるきっかけとして、「地域リーダー育成プロジェクト」を具体的な事例として取り上げながら、以下について伺う。

なお、若者参画政策とは、松下啓一元相模女子大学教授によれば、若者が大人になっていく過程には、①子ども・学生時代に社会生活、職業生活の基礎固めをし(自己形成的自立)、②学校を卒業して仕事につき、親から独立した生活基盤を築き(経済的自立)、③社会のメンバーとして責任を果たし、社会に参画する(社会的自立)というプロセスがある。この若者の自立のうち社会的自立に着目して、すべての若者が、自治体の政策形成及び地域づくり・まちづくりに積極的に参画し、闊達に意見を述べ、生き生きと行動することを後押しする政策が若者参画政策であると定義している。

## 1 地域リーダー育成プロジェクトの進捗状況等について

(1) 平成27年度から榛原高校、相良高校と共に、「地域リーダー育成プロジェクト」を実施してきているが、高校生が地域課題の解決に参画する取り組みが進めばキャリア教育の推進と共に、地域に愛着を持ち、自分が学んだ地域で働きながらその地域を活性化していくことにつながっていくことが期待されるが、学校と地域、行政との取り組みの状況、優れた点、問題点をどのように認識しているか伺う。

(2) 令和元年11月、両校に通う1年生351人を対象にした意識調査(一般財団法人地域活性化センターへ当市からの出向職員による調査)では、「子どもや若者が対象となる取り組みについては、子どもや若者の意見を聞いた方が良い」と回答した生徒は94.8%であったとし、また、「自分の興味・関心を追求、実現できる機会があれば参加したいと思う」と回答した生徒は87.4%であったとしている。この調査から、まちの将来を担う若者の意見を反映させる場や機会を設けるなど、若者を行政の中で活かしていく仕組みをつくることの必要性が確認できる。

そこで、たとえば、男女共同参画政策では、自治体の審議会等に女性枠が設けられているが、同様の考えを若者政策でも確立していくことについて伺う。

なお、本市自治基本条例第9条「審議会の運営」では、市長等は、市政に関する提言等を求めるための組織として、審議会等を設置する場合は、広く市民

意見が反映されるよう配慮しなければならないとしている。

- (3) 「地域リーダー育成プロジェクトに関する報告書～育成される7つの力に着目して～」(平成29年)(静岡大学大学院教育学研究科教諭調査)によると、当プロジェクトに複数回参加した生徒は、「行動を起こす力」(社会参画力)が身に付いたと実感する傾向があり、これは今後の社会でますます求められる「論理的思考力」や「協働力」と強い相関があると結論付けている。

そこで、同プロジェクトの成果の捉え方、考え方、また成果の具体的イメージについて伺う。

## 2 若者参画政策について

2016年に選挙権年齢が20歳から18歳になり、2022年度からは、成年年齢も18歳になる予定である。これらを背景として、新学習指導要領では、「公共」が必修科目となり、「公共」での主権者教育を通して、生徒自らが主体となって政治を動かし、社会に参画する力を身につけることを目標としている。であるなら、ターゲットを高校生に絞る(中心に据える)ことも考えられる。また、少子化問題への対応として、地方創生戦略としての若者支援の視点が重要と考える。

そこで、所信表明で述べられている若者をターゲットにした施策の在り方や期待について伺う。

(質問方式：一問一答)